

15 県内最初の女学校の規則

明治 15 年 (1882)

群馬県女学校規則。明治 15 年 7 月 13 日に東群馬郡前橋曲輪町(群馬会館の所)に設立。設立目的は「高等ナル普通科ヲ教授シ優良ナル婦女ヲ養成スル」こととされていました。修業年限は下等科が3年、上等科が2年の計5年。12歳以上 20 歳以下で小学科6年以上の課程を卒業した者を入学資格としました。本県在籍の生徒には授業料を貸与される制度があり、その生徒は必ず寄宿舎に住むこととされています。

群馬県行政文書「教育事務便覧 第一・二編」

(A0181A0M 2058)

補足 群馬県女学校設立の背景

県内の女性中等教育機関は明治 14 年(1881)に師範学校内に女子科教場が設置されたのが最初です。その後の県会で湯浅治郎などから女性教員より良妻賢母を養成すべきという意見が出て、群馬県女学校の設立が可決されました。

明治 15 年の『文部省第十年報』(B G0001977)によると、当時の女学校は京都、群馬、山梨、岐阜、徳島の1府4県のみで、群馬県は女子教育の先進県でした。

